

神戸市交通局職員採用サイト構築業務委託 仕様書

1. 業務目的

神戸市交通局は、市バスと地下鉄の運営を主とする公営交通事業者であり、職員採用は定期的に行っているが、近年申込者数が減少し、人材確保が困難となっている。
そこでこの度、交通局で働くことを具体的かつ容易に把握することができ、また、神戸市交通局のイメージアップにつながるような外部サイトでのホームページを新規に制作する。

2. 業務の概要

2.1. 業務名

神戸市交通局職員採用サイト構築業務

2.2. 業務項目

- (1) Webサイトの設計
- (2) Webサイトの構築
- (3) 動作環境の構築

2.3. 業務内容

(1) Webサイトの設計

- a. サイト全体の構成、レイアウトやビジュアル等のデザイン等の作成
- b. マルチデバイスへの対応（レスポンシブウェブデザインの導入等）

(2) Webサイトの構築

- a. HTMLコーディング
- b. オーサリングツールの導入（CMSの導入等）

(3) 動作環境の構築

- a. ホームページ構築環境
- b. ドメイン指定
- c. セキュリティ対策

2.4. 留意事項

(1) Webサイトの設計

- ホームページの主な利用者である求職者を念頭に置いて、業務内容を魅力的に伝え、目的とする情報に容易にたどり着けるホームページ構成とすること。
- ホームページ全体を通して、一貫性と統一性のあるデザインとすること。

- 利用者の興味や関心を引き、神戸市交通局の強みや特徴が伝わる、魅力的なデザインおよびコンテンツとすること。
- ホームページには職種分の撮影・編集した動画を掲載すること。
- ディレクトリ構造は、以下の「サイトマップ案」を基本にしながら、サイト利用者にとって分かりやすい構成にすること。

【サイトマップ案】

No.	第一階層	第二階層	第三階層
1	トップ		
2		組織を知る	
3		仕事を知る	
4			交通事務
5			交通技術
6			市バス運転士
7			市バス整備技士
8			地下鉄駅係
9			地下鉄保線技士
10			地下鉄電気機械技士
11		働き方を知る	
12			キャリアプラン
13			女性活躍
14			福利厚生
15		募集要項	
16			交通事務
17			交通技術
18			市バス運転士
19			市バス運転士（免許取得見込者）
20			市バス運転士（短時間勤務会計年度任用職員）
21			市バス運転士（女性枠）
22			市バス運転士（女性枠・免許取得見込者）
23			市バス整備技士
24			地下鉄駅係
25			地下鉄保線技士
26			地下鉄電気機械技士

27		お知らせ
28		お知らせ詳細
29		お問い合わせ
30		お問い合わせ完了

(2) Webサイトの構築

- 品質確保、スケジュールの遵守が可能な構築手法であること。
- 一般的なブラウザ（MicrosoftEdge、Firefox、Chrome、Safari各最新版）で閲覧可能なものとする。
- PCおよびスマートフォン、タブレットなどマルチデバイスでの利用を考慮すること。ただし、デバイスごとに別のホームページを制作するのではなく、同一のホームページにより画面サイズによって最適化されるレスポンシブ対応がされた構造とすること。
- ユーザビリティを考慮し、ストレスを感じない程度の閲覧状態・構成・速度（3秒未満）を意識したうえで制作すること。
- 利用者の多い検索エンジンにおいて、「神戸市交通局」に関連するキーワードについて本ホームページが上位に表示されるように対策を講じること。
- 汎用的なアクセス解析ツール（GoogleAnalytics等）を用いて本ホームページのアクセス解析を実施し、本ホームページの利用者の動向が把握できること。
- 「神戸市ホームページ作成事業者用ガイドライン」に配慮して制作すること。また、「神戸市ホームページ作成事業者用ガイドライン」は、随時変更する可能性があるため、変更となった場合には、新たな基準に配慮すること。
https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/homepage/web_accessibility/guideline.html
- JISX8341-3:2016『高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ』に定める「等級A」に配慮すること。
- お知らせ欄など、当局職員が一部コンテンツの作成・編集等を実施できるようCMS等を導入すること（CMSを導入する場合は、WordPressを使用すること）。作成されるコンテンツは、テンプレート等によりフォーマットが統一されたもので、HTMLの知識が必要なく、アクセシビリティに配慮されたページを作成すること。
- オープン化（特定業者による技術に偏向してないもの）された製品・ソフトウェア等を用い、機能拡張性及び保守性の高いホームページとすること。ホームページ構築後5年間は利用可能（サポートが行われる）な技術・言語を使用すること。
- 管理者を設定する機能を有すること。また、管理者のみが本ホームページの操作ができる等、ホームページ管理のための機能が利用できるよう制限できること。

(3) 動作環境の構築

- ドメイン名については、神戸市が指定するドメインを利用すること。
- サーバについては、神戸市がAWS(Amazon Web Services)上に構築した特設サイト集約基盤（以下、集約基盤という）を利用すること。集約基盤上のEC2（AWS独自の仮想サーバ）内でサイトを稼働させ、CloudFront、ALB（ロードバランサ）を通して公開する想定である。データベースが必要な場合はサーバを設ける構成はとらず、集約基盤上のAmazon RDSまたはAuroraを利用するものとする。なお、サイト構築において集約基盤上での利用が想定されるAWSマネージドサービスは、AWS WAF、Cloudfront、S3、ALB、Amazon RDS、EC2等である。

- 集約基盤には、STG環境とPROD環境（本番環境）が存在するが、STG環境は、モジュールがAWS環境上で問題なくリリースできるか・動作するかを検証用である。受託者の開発環境にて、事前に動作確認したモジュールを、集約基盤にリリースすること。
- 集約基盤へのリリース可能時期はSTG環境・PROD環境ともに2月下旬からとする。（具体的な日程は、受託後に集約基盤委託事業者と調整）
- サーバ（EC2）内ではサイトのコンテンツの配置またはCMS（WordPress）の稼働しか想定されておらず、それ以外の特殊な実行環境やサーバ内構成を必要とするサイトは構築不可である（JavaやPython等）。また、バッチ等のその他のプロセスやミドルウェアも稼働不可であり、外だして別サーバを稼働させる構成も原則不可である。
- 集約基盤へのリリース方式は、AWSのGUI（コンソール画面）を使用し、zipファイルをアップロードする運用で統一しているため、この方式に対応すること。
- 制作したホームページについては、受託者との契約終了後も当局が指定するサーバへ移行できるものとする。また、契約変更やサーバ変更の事由などにより、ドメイン引継が生じた場合も、管理者移行出来るものとし、必要に応じて手続きを行うこととする。
- 安全なプログラミングを行うとともに、公開前に十分なセキュリティテストを実施すること。
 - IPA（独立行政法人情報処理推進機構）が示す「ホームページサーバ等確認チェックリスト（第2版）」及び「ウェブアプリケーションのセキュリティ実装 チェックリスト」の項目全てについて対応し、セキュリティレベルが低減することのないよう継続的に取り組むこと。また、「ホームページサーバ等確認チェックリスト（第2版）」等は、随時変更する可能性があるため、変更となった場合には、新たな基準に配慮すること。※安全なWebサイトの作り方（改定第7版）も参考にすること。
 - 神戸市の「神戸市情報セキュリティ基本方針」及び「神戸市情報セキュリティ 対策基準」といった情報化関連規程等に配慮し、必要な対策を講じ続けるシステムとすること。個人情報の保護を的確に行うシステムとすること。また、「神戸市情報セキュリティ基本方針」等は、随時変更する可能性があるため、変更となった場合には、新たな基準に配慮すること。
<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>
 - Webサイト全ページにおいて、SSL/TLS暗号化処理を行うこと。
- 情報セキュリティの適正な管理を実施する者として、総括責任者や（Webサイトのセキュリティ対策に通じた技術担当の）窓口担当者等を選定し、管理組織を整備の上、情報の漏えい・滅失・き損及び改ざんの防止、その他情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。
- 情報セキュリティに関する不正が見つかった場合に追跡調査や立ち入り検査等により原因を調査・排除できる仕組みや体制を整備すること。
- 異常または障害（予兆含む）が発見された際には、直ちに神戸市へ連絡し、復旧手段について万全を期す体制の確保及び運用対応が可能であること。また、障害発生時には、原因を調査の上、報告書を神戸市に提出すること。
 - システムのリカバリに必要なデータのバックアップを各データの特性に応じて行うこと。作成したWebサイトコンテンツファイル等関連データは、日次でバックアップを取得すること。各バックアップデータ、ジャーナル等により、障害直前のデータを復元できること。
 - バックアップデータは業務上の必要性を加味した上で、複数世代を取得すること。
 - システムログを取得し、取得したログの漏えい、改ざん、消去、破壊等を防止できる機能を設けること。また、Webサイトへの負担を考慮した上でアクセスログを取得し、神戸市が要請した場合、直ちにアクセスログの提示が可能であること。

- CMSの管理画面へのアクセスに関して、管理画面へのログインにはIDとパスワードによる制限を掛けると共に、事業者側での特定のグローバルIPアドレス指定によるアクセス制限等を実装し、不要なアクセスを防止すること。認証ページの設置やIP制限等を施し、不正アクセス防止及び改ざん防止策を講じること。
- 特権ID（高いレベルの権限をもったシステムID）は共有せず、当該IDを用いるシステム管理者個人が特定できること。また、そのIDやパスワードの設定・変更に係るルールを定めること。
- 受託者は、情報処理推進機構（IPA）やJPCERTコーディネーションセンター等から随時セキュリティ問題に係る情報を入手し、当局に報告すること。そのうち、当該Webサイトに係る情報であった場合、直ちに当局へ報告の上、当該情報に基づく対策を講じることが必要か否かについて、当局と協議すること。また、対策を講じなかったものに関しては、その理由、代替措置及び影響について当局に報告すること。
- 本ホームページは24時間365日運用であり、緊急を要する業務については、委託者から連絡の有無を問わず、受託者は誠意と責任を持って可能な限り迅速に処置を行うよう努めること。

3. 業務委託要件

3.1. プロジェクト管理要件

受託者は、本書に基づき、本システムの構築における具体的なスケジュール等を含んだプロジェクト工程表を作成する。

（1）進捗管理

- プロジェクト計画策定時に定義したスケジュールに基づく進捗管理を実施すること。
- 受託者は、実施スケジュールと状況の差を把握し、進捗の自己評価を実施し、定例報告会において当局に報告すること。
- 進捗及び進捗管理に是正の必要がある場合は、その原因及び対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること。

（2）品質管理

- プロジェクト計画策定時に定義した品質管理方針に基づく品質管理を実施すること。
- 受託者は、品質基準と状況の差を把握し、品質の自己評価を実施し、定例報告会において当局に報告すること。
- 品質及び品質管理に是正の必要がある場合は、その原因と対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること。

（3）課題・リスク管理

- プロジェクト計画時に抽出したリスクを管理し、リスクが顕在化した場合は課題として管理すること。
- 受託者は、リスクが実際に発生したかどうかを監視し、リスクが実際に発生した場合には、当局に報告すること。
- 課題発生時には、速やかに対応策を明らかにし、本財団と協議のうえ、対応方法を確定し、課題が解決するまで継続的に管理すること。

(4) 変更管理

- 仕様確定後に仕様変更の必要が生じた場合には、受託者は、その影響範囲及び対応に必要な工数等を識別したうえで、変更管理ミーティングを開催し、当局と協議のうえ対応方針を確定すること。

(5) 定例報告会

- プロジェクト計画策定時に定義したプロジェクト管理方法に基づくプロジェクト管理を実施すること。
- 参加者は当局、受託者（プロジェクト担当者、各領域担当者等）とする。
- 本システムの構築の定例報告会は必要に応じて適宜開催すること。
- 報告書類はスケジュール、その他必要と思われる報告資料等とする。

3.2. テスト要件

受託者は、「ホームページが当局の要求どおりに動作すること」及び「留意事項で示したブラウザで正常に表示されること」を中心にテストを実施する。

4. 委託契約上限額

4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5. 著作権等の取扱い

- 成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は発注者である神戸市交通局に無償で譲渡するものとする。
- 受託者は、市の事前の回答を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

6. サイト公開日

令和6年3月下旬（リリース予定）

7. 納品物

サーバーへアップロードしたサイト／DBデータ一式
（納品の形態：サイト公開）

8. 検収期間

本番適用から10日間（瑕疵担保期間は委託契約書による）

9. 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日

10. 納入場所

〒652-0855 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 御崎Uビル
神戸市交通局

11. 支払方法

請求書による銀行口座振込支払い

12. その他

(1) 秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(2) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(3) 再委託について

受託者は本業務を全て第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、あらかじめ当局の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。

(4) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項または疑義の生じた事項については、都度、当局担当者と協議して定めるものとする。

以上